

再生可能エネルギー設備導入等推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第26号

再生可能エネルギー設備導入等推進基金条例の一部を改正する条例

再生可能エネルギー設備導入等推進基金条例（平成24年岩手県条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
1 [略]	1 [略]
2 この条例は、 <u>平成28年12月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成33年12月31日</u> 限り、その効力を失う。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。